

白河市犯罪被害者等支援条例
逐条解説

令和4年4月
白河市市民生活部生活防災課

白河市犯罪被害者等支援条例逐条解説 目次

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	基本理念	6
第4条	市の責務	8
第5条	市民の責務	9
第6条	事業所の責務	10
第7条	相談及び情報の提供等	11
第8条	見舞金の支給	12
第9条	日常生活の支援	13
第10条	心身に受けた影響からの回復支援	14
第11条	安全の確保	16
第12条	居住の安定	17
第13条	市民及び事業者の理解の増進	18
第14条	学校における支援	19
第15条	個人情報の適切な管理	20
第16条	委任	21

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

犯罪等により被害を受けられた方およびその家族や遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や身体への危害といった直接的な被害に加え、周囲の者による配慮のない言動やインターネット等の誹謗中傷などの「二次被害」や加害者からの「再被害」への恐怖や不安にさらされています。このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）が制定され、犯罪被害者等支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

また、令和3年10月に福島県犯罪被害者等支援条例（令和3年）が制定され、犯罪被害者等支援の実行性を高めるために市町村単位での条例制定が求められることとなりました。

本条例は、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減」と「犯罪被害者等の生活の再建を図ること」により、「誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を、目的としています。

【参 考】

○犯罪被害者等基本法

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支

援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- (8) 関係機関 国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

【解説】

(第1号関係)

「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する「犯罪等」と同様としています。

(第2号関係)

「犯罪被害等」とは、法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」と同様としています。「家族」の範囲については、民法上の親族の規定を準用します。

(第3号関係)

「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいいます。

(第4号関係)

「市民」とは、本市の住民基本台帳に記録されているもののほか、本市の区域内において勤労、就学、施設入居又は滞在者など、市外の市区町村の住民基本台帳に記録されているものも含まれます。

ただし、条例第8条に規定する見舞金その他給付の対象となるものは、白河市犯罪被害者等支援条例施行規則において「住民」と定義します。そのため、犯罪行為が行われた時点で上記「市民」であって「住民」ではないものについては、相談、情報提供などに対応しますが、見舞金その他の給付については、犯罪被害者等が住民記録のある自治体へ取次ぎし、そこで支給を受けて頂くこととなります。

(第5号関係)

「事業者」とは、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(第6号関係)

「再被害」とは、犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。

(第7号関係)

「二次被害」とは、直接的な犯罪等による被害に起因する被害であり、捜査機関、司法機関や医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより、犯罪被害者等の「人間としての尊厳」が傷つけられるような深刻な被害をいいます。

(第8号関係)

「関係機関」とは、国、県、市区町村、県警察本部及び県内の警察署、日本司法支援センター（法テラス）や公益社団法人ふくしま被害者支援センター等の支援団体のことをいいます。

【参 考】

○犯罪被害者等基本法

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

三 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰

な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

五 二次受傷 犯罪被害者等の支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が、支援を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受け、心身に傷病等が生じることをいう。

六 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

七 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（住民基本台帳の備付け）

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 市、関係機関その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

【解 説】

(第1号関係)

憲法に規定する個人の尊厳の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであるため、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにしたものです。

(第2号関係)

犯罪被害者等の支援に当たっては、再被害や二次被害が生じることのないよう十分に配慮し、犯罪被害者等がその名誉又は生活の平穏を害されることのないよう実施されなくてはならないことを明らかにしたものです。

(第3号関係)

犯罪被害者等のための施策は、被害からの回復だけではなく、再び平穏な生活を営むことができるようになることに主眼を置いて行うべきことを明らかにしたものです。

そのためには、中長期的な視点を持ち、制度や担当者が変わっても必要な支援が適切かつ継続的に受けられるよう施策を実施する必要があります。

(第4号関係)

犯罪被害者等支援は市、県、警察署、民間支援団体等が連携協力により実施されるべきことを明らかにしたものです。

例えば、市の担当窓口で相談が寄せられた際は、見舞金の支給やその他支援制度について関係機関である国や県、他の地方公共団体、被害届が提出された警察署、その他福祉関係機関に対し、情報共有や引継ぎ等を正確かつ確実に行い、犯罪被害者等が必要とする支援をスムーズに実施することが重要となります。

【参 考】

○犯罪被害者等基本法

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第5条及び福島県犯罪被害者支援条例第7条の定めに基づき、市の責務を規定するものです。犯罪被害者等からの相談は、もっとも近い存在である市町村に寄せられることが想定されるため、国や県、警察署などの関係団体等と連携、協力し、犯罪被害者等の被害の早期回復や軽減、二次被害の防止に向けた施策の実施が求められます。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るためには、周囲の方の犯罪被害者等支援に対する理解や配慮などの協力が必要なことから、法及び県条例の定めに基づき、より詳しく規定するものです。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

【解説】

事業者とは市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体を指します。従業員を対象とした犯罪被害者等支援に対する理解を深めるための啓発活動や研修の実施については、事業者の理解と協力が不可欠となります。また、従業員が犯罪被害者等となった場合における二次被害を生じさせないため十分に配慮し、更に、法的手続等に関わることができるよう就労内容、勤務体制の見直しや休暇取得の配慮、福利厚生など、職場環境を整備することも必要となります。

【参考】

○福島県犯罪被害者等支援条例

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等支援を所管する課に置くものとする。

【解説】

「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる制度や、関係機関が行う支援、経済的支援、医療機関、法的手続き等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいいます。

なお、犯罪被害者等支援に関する窓口は、条例を所管する部署とします。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

【解 説】

犯罪被害者等への給付制度として、警察庁が実施する「犯罪被害給付制度」がありますが、犯罪行為の認定や給付額の算定に時間を要するため、犯罪被害直後における支援が迅速なものとはいえない状況です。

このため、犯罪被害直後のできるだけ早い時期に支援を実施することを目的に、犯罪被害者等基本法第13条の定めに基づき規定するものです。

なお、見舞金の支給対象者及び金額、その他必要な事項については、「白河市犯罪被害者等支援条例施行規則」にて定めます。

【参 考】

○犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等は、犯罪等による精神的・身体的・財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、法的手続等への対応などに追われ、被害後は日常の生活に戻ることが難しい場合があります。

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の実情を正確に把握した上で、個々の事情に応じて市の制度を活用し、関係機関と連携を図ることが重要です。

【主な施策】

- ・国民健康保険第三者行為による傷病届（国保年金課）
- ・高等職業訓練促進給付金・資金貸付（こども支援課）
- ・児童扶養手当（こども支援課）
- ・介護保険制度（高齢福祉課） など

【参考】

○福島県犯罪被害者等支援条例

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪等により、犯罪被害者等がASD・PTSD・うつ病など心身への深刻な影響を受けることで、社会生活機能が阻害される可能性もあることから、犯罪被害者等の状況に応じて必要とされる保健医療・福祉サービスを適切に提供し、心身への損害の回復を図るものです。

【主な施策】

- ・ 自立支援医療（社会福祉課）
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳（社会福祉課）
- ・ 国民健康保険高額療養費制度（国保年金課） など

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(心身に受けた影響からの回復支援)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【用語の解説】

■ASD（自閉症スペクトラム症、アスペルガー症候群）

社会的なコミュニケーションや他の人とのやりとりが上手く出来ない、興味や活動が偏るといった特徴があります。

(参考：国立精神・神経医療研究センター：<https://www.ncnp.go.jp/hospital/patient/disease06.html>)

■PTSD(心的外傷後ストレス障害)

死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態です。

(参考：厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_ptsd.html)

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

加害者からの再被害や二次被害により、犯罪被害者等の早期回復や軽減が妨げられないよう、防犯指導、並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱い等を実施することによって、犯罪被害者等の安全を確保することが重要です。

また、犯罪被害者等の施設への入所等による物理的な保護は、県事業となるため、市条例では規定せず、県条例に基づき協力・連携し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

【主な施策】

・住民票等交付請求の制限（市民課） など

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等が住んでいた住居に居住し続けることが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで、再被害が想定される場合等には、一時的な住居の提供として市営住宅（空室のみ）の目的外入居を認めます。※

また、上記犯罪被害者等に対し、「転居費用助成金」の給付を行い、犯罪直後に直面する生活への不安の解消や、経済的な負担の軽減を図ります。

※市営住宅に入居する場合、本来であれば、所得額や納税の有無等による審査が必要となりますが、犯罪被害者等の保護を目的とし、審査を実施せず一時的（6ヶ月間）に入居を認めるものです。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪等の被害に対する市民及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止や名誉又は生活の平穩への配慮など、犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、リーフレットの配布や広報紙及びホームページなどを利用し啓発活動を行っていきます。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

○福島県犯罪被害者等支援条例

(県民の理解の増進)

第二十二條 県は、犯罪等の被害に対する県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における支援)

第14条 市は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、その置かれている状況に応じて十分に配慮されるよう、学校と連携し、必要な支援を行うものとする。

【解説】

市内の教育機関に犯罪被害者等となった児童・生徒が在籍する場合は、児童・生徒の置かれている状況に十分配慮し、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣や児童相談所等の関係団体への取次ぎを行います。

なお、児童・生徒に対する犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための施策については、市内の小中学校における授業等の履修項目に影響があり、児童・生徒の負担となる恐れがあるため、チラシやポスター掲示等による周知（条例第13条に規定する啓発活動）にとどめるものとします。

【参考】

○福島県犯罪被害者等支援条例

(学校における教育の実施等)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

【解説】

個人情報の適切な管理とは、犯罪被害者等支援時に犯罪被害者等及び関係機関等より得た個人情報が流出しないように管理すること及び、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

【参考】

○福島県犯罪被害者等支援条例

(個人情報の適切な管理)

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解 説】

見舞金の支給（条例第8条関係）について、必要な事項を、「白河市犯罪被害者等支援条例施行規則」にて定めます。